

中小企業診断士における  
マイナポータル申請利用マニュアル

令和 8 年 6 月

1.00 版

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

## 目次

1	はじめに	4
1.1	本マニュアルの位置づけ	4
1.2	本マニュアルの構成	4
2	オンライン手続きの事前準備	5
2.1	オンライン手続きに必要なもの	5
2.2	利用準備	5
2.3	通知設定	5
3	オンライン手続きの留意点	6
3.1	海外からのオンライン手続き	6
4	新規登録申請	7
4.1	新規登録申請の方法	7
4.2	申請状況の確認方法	23
4.3	申請内容不備通知が届いた場合	25
5	初期設定申請	27
5.1	初期設定申請の概要	27
5.2	初期設定申請の実施タイミング	27
5.3	初期設定申請の方法	28
6	各種手続き	41
6.1	各種手続きの方法	41
6.2	申請状況の確認方法	60
6.3	申請内容不備通知が届いた場合	61
6.4	休止中の注意点	62
6.5	消除申請の方法	63
7	登録事項・登録証の確認方法	64
7.1	登録事項・登録証の確認方法	64
8	よくあるご質問	67
9	参考リンク集	69
10	問合せ先	71

変更履歴

版数	改定日	変更箇所	変更内容
1.00	2026/6/1		新規作成

# 1 はじめに

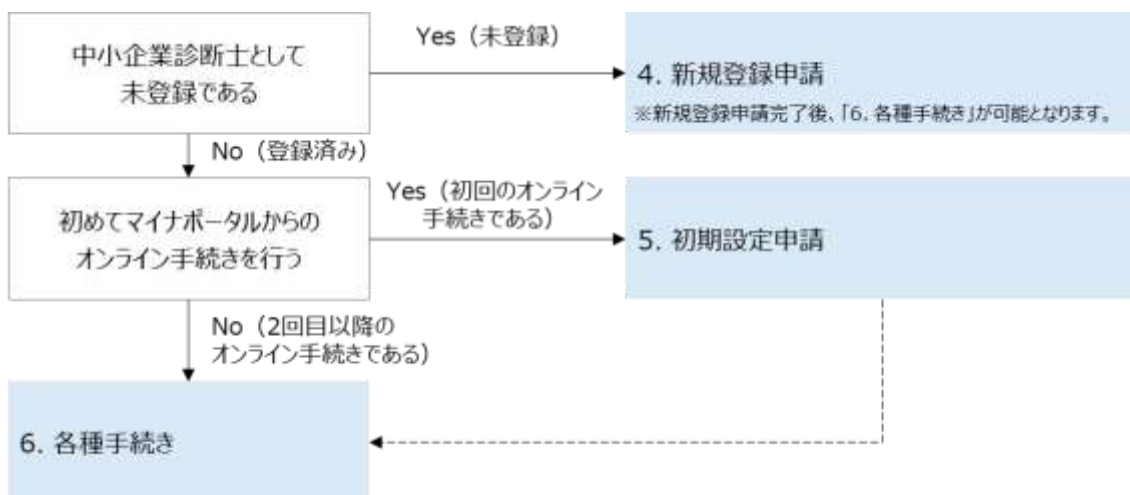
## 1.1 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルでは、中小企業診断士資格の電子申請のための、マイナポータルのお操作手順等を整理します。

## 1.2 本マニュアルの構成

ご自身の申請内容に応じて、マニュアルの該当箇所をご確認ください。

オンライン手続きに当たっては、「2. オンライン手続きの事前準備」をご確認の上、事前準備をお願いします。



## 2 オンライン手続きの事前準備

### 2.1 オンライン手続きに必要なもの

オンライン手続きを行うにあたっては、以下をご準備ください。

- ・ マイナンバーカード ※1
- ・ 利用者証明用電子証明書パスワード 数字 4桁 ※2
- ・ 署名用電子証明書パスワード 英大文字・数字 6～16桁 ※2
- ・ 券面事項入力補助用パスワード 数字 4桁 ※2
- ・ PC、タブレット、スマートフォン（PC、タブレット利用の場合には、スマートフォンによるQRコード読み取りもしくはカードリーダーが必要となります）

※1：マイナンバーカード申請方法はこちら（<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>）

※2：いずれもマイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワードとなります。

### 2.2 利用準備

過去に紙面により中小企業診断士として登録済みであり、今回初めてオンライン手続きを実施する場合、オンライン手続きを行う前に初期設定申請が必要となります。初期設定申請の詳細は「5 初期設定申請」をご参照ください。

なお、今回新規に中小企業診断士試験に合格し、中小企業診断士として登録される場合、初期設定申請は不要です。「4 新規登録申請」をご参照いただき、案内に従って新規登録申請を実施してください。

### 2.3 通知設定

オンライン手続きの各種通知は、**マイナポータルに届きます**。マイナポータルに通知が届いた際、併せてメール通知を希望する場合は以下の手順に従って設定をお願いします。なお、本設定を行わない場合、マイナポータル上でしか通知されず、通知に気づかない可能性がありますため、**本メール通知の設定を行うことを推奨**します。

通知設定手順：[プッシュ通知 / スマートフォンを使ってプッシュ通知を受け取る | 使い方](https://img.myna.go.jp/manual/03-13/0185.html)（<https://img.myna.go.jp/manual/03-13/0185.html>）

## 3 オンライン手続きの留意点

### 3.1 海外からのオンライン手続き

マイナポータル仕様により、海外からのオンライン手続きは行えません。ただし、保有資格照会画面での資格情報の閲覧やデジタル資格者証のダウンロードは可能です。

海外に転居する場合、事前に各種手続きや初期設定申請を完了させた状態で転居していただくようお願いいたします。更新期限を考慮し必要に応じて事前の「休止申請」もご検討ください。

## 4 新規登録申請

### 4.1 新規登録申請の方法

各種操作はマイナポータルの操作説明ページ

[＜https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html＞](https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html)を必要に応じてご参照ください。



申請時に入力する電話番号・メールアドレスは、日中連絡がつくものをご記入ください。

申請の各種要件や必要書類は中小企業庁 HP

[＜https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html＞](https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html)を必要に応じてご参照ください。

- ① マイナポータルへログインし、トップページの<さがす>を選択します。



② <証明書>を選択します。



③ <国家資格の登録・各種申請>を選択します。



- ④ <資格を追加する>を選択し、追加可能な国家資格一覧から、<中小企業診断士>を選択します。



- ⑤ <手続きを始める>ボタンを選択します。



- ⑥ 「新規登録申請」の場合、<資格管理団体へ登録していない>を選択し、<次へ>を押下します。

The screenshot shows the 'マイナポータル 国家資格' (MyN Portal National Qualification) interface. At the top, there is a breadcrumb trail: 'トップ > 国家資格 中小企業診断士 > あなたの登録状況を選択してください'. Below this, the title 'あなたの登録状況を選択してください' (Please select your registration status) is prominently displayed. Underneath, the text '中小企業診断士の登録状況 必須' (Registration status of Small Business Auditor, Required) is shown. There are two radio button options: '資格管理団体へ登録している' (Registered with the Qualification Management Organization) and '資格管理団体へ登録していない' (Not registered with the Qualification Management Organization). The second option is selected and highlighted with a red box. Below the options, a note states: '※ マイナポータルでは、資格（又は免許）の登録や試験の実施を取り扱う機関を資格管理団体と表記しています。' (Note: In MyN Portal, the organization that handles registration and examination is referred to as the Qualification Management Organization). At the bottom, there are three buttons: '次へ' (Next), '戻る' (Back), and '中断する' (Cancel). The '次へ' button is highlighted with a red box.

- ⑦ 手続きに必要なものを確認し、<次へ>を押下し、マイナンバーカードを読み取ります。

マイナポータル 国家資格

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) >

⚠️ 手続き内容は、事前に資格管理団体のホームページで確認してください。

### マイナンバーカードの読取に必要なもの

この手続きではマイナンバーカードの読取をします。必要なものを準備してください。

マイナンバーカード	券面事項入力補助用パスワード4桁	署名用電子証明書パスワード6～16桁

[券面事項入力補助用パスワードを忘れた場合](#)

[署名用電子証明書パスワードを忘れた場合](#)

**次へ**

戻る

中断する

デジタル庁

推奨環境

個人情報保護方針 (プライバシーポリシー)

マイナポータル 国家資格

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) > あなたの情報をマイナンバーカードから読み取ってください

中小企業診断士の手続き

---

## あなたの情報をマイナンバーカードから読み取ってください

ICカードリーダーライタで、マイナンバーカードを読み取って、氏名・住所等を確認します。

### 読み取る情報

マイナンバー (個人番号)	---
氏名	---
性別	---
生年月日	---
住所	---

**読み取る**

戻る

[中断する](#)

- ⑧ 読み取った情報を確認し、誤りがないことを確認してください。



- ⑨ 案内に従って、申請情報を入力し、<次へ>を押下してください。  
 ※必ず、申請の各種要件・必要書類を満たしていることを中小企業庁 HP  
 < <https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html> >よりご確認の上、手続きしてください。

**オンライン申請において利用可能な文字は、JIS 第一水準、第二水準 (JISX0208) と補助漢字 (JISX0212) となりますのでご注意ください。**

**申請者情報** **必ずご自身に当てはまる登録条件を適切に選択してください。**

**中小企業診断士登録条件該当項目 必須**  
 中小企業診断士登録条件として該当する方を選択してください

- 二次試験合格・実務従事or実務補習
- 中小企業診断士養成課程受講終了・中小企業診断士登録養成課程受講終了

**【二次試験合格・実務従事 or 実務補習の場合】試験合格証書及び、実務補習修了証書または実務従事の実績証明書が必要となります。**

**【中小企業診断士養成課程受講終了・中小企業診断士登録養成課程受講終了の場合】養成課程修了証明書または登録養成課程修了証明書が必要となります。それ以外の添付書類は不要となります。**

**申請年月日 必須**  
 申請年月日を西暦で入力してください  
 平角数字8桁  
 例：20261010

**申請年月日は申請日当日の日付を入力してください。入力を中断した場合、内容が一時保存されるため、申請時に申請年月日が適切なことを再度確認の上申請してください。**

## 4.1 新規登録申請の方法

The image shows a registration application form with several fields. A blue rectangular box highlights the top section containing personal information. Below this box, there are dropdown menus for '職種コード' and '勤務先所在地', and a text input field for '申請者電話番号'. A blue annotation points to the '職種コード' dropdown.

氏名（漢字） 必須	診断 五郎
旧姓 任意	未入力
通称名 任意	未入力
生年月日 必須	1979年08月21日
性別 必須	男

**職種コード 必須** マイナンバー情報が自動転記されます。

勤務先の職種コードを選択してください。（注）選択時01,02の会社とは会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定される株式会社、合名会社、合資会社、及び合同会社と特例の有限会社です

選択してください

**勤務先所在地 必須**

勤務先の都道府県を選択してください。海外勤務者は「海外」を選択してください。学生及び無職等、申請時点で勤務先が無い場合は「勤務地無し」を選択してください

選択してください

申請者電話番号 必須

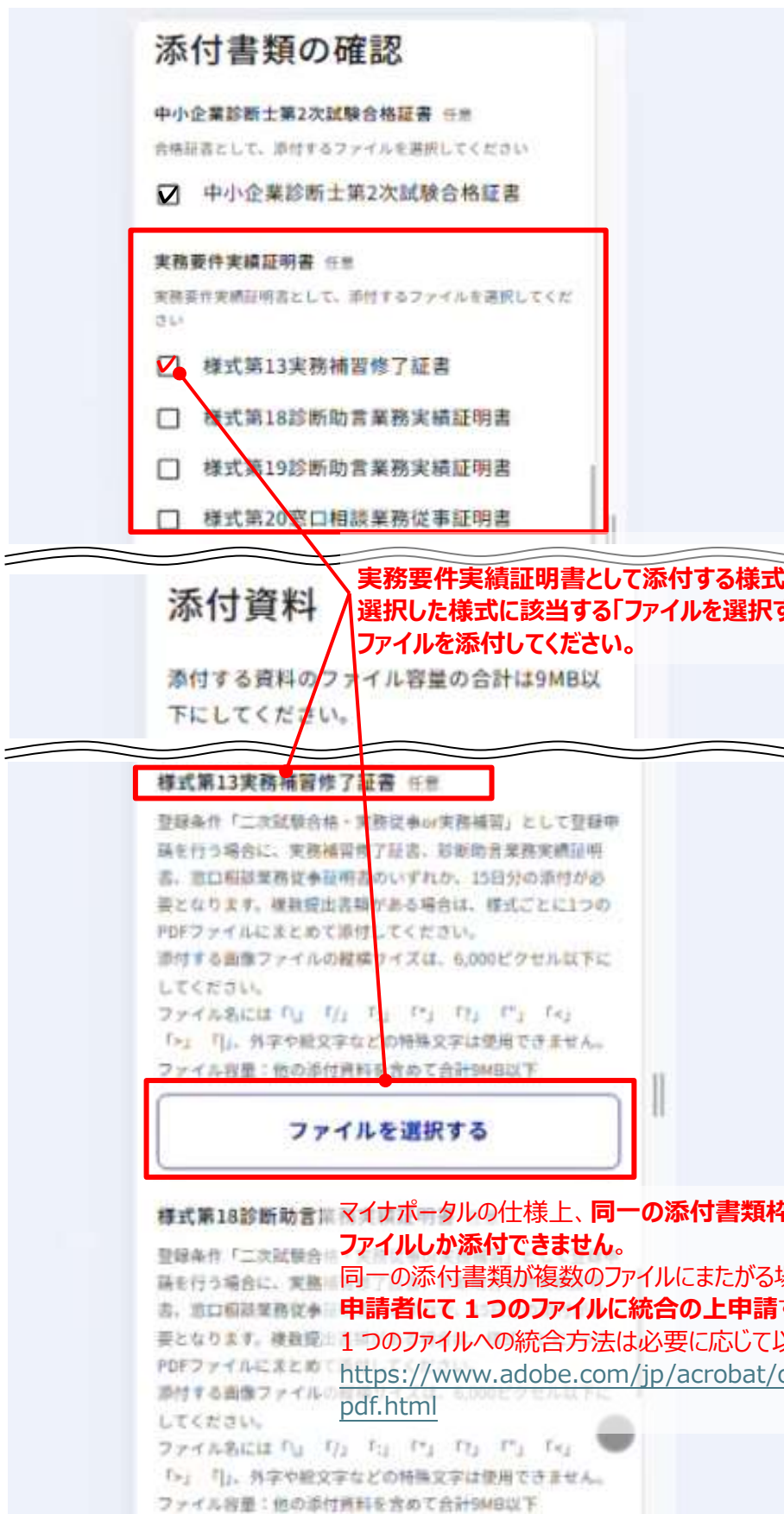
中小企業診断士養成課程  
受講修了・中小企業診断  
士登録養成課程受講修了  
要件

修了年月日 任意

登録条件「中小企業診断士養成課程受講修了・中小企業診断士登録養成課程受講修了」として登録申請を行う場合に、修了年月日を、申請日より3年以内の日付で西暦で入力してください。「二次試験合格・実務従事or実務補習」として登録申請を行う場合には、入力不要です

半角数字8桁

**登録条件「中小企業診断士養成課程受講修了・中小企業診断士登録養成課程受講修了」として登録申請を行う場合、必ず入力してください。**  
「二次試験合格・実務従事 or 実務補習」として登録申請を行う場合には、入力不要です。



### 添付書類の確認

中小企業診断士第2次試験合格証書 任意  
合格証書として、添付するファイルを選択してください

中小企業診断士第2次試験合格証書

実務要件実績証明書 任意  
実務要件実績証明書として、添付するファイルを選択してください

様式第13実務補習修了証書

様式第18診断助言業務実績証明書

様式第19診断助言業務実績証明書

様式第20窓口相談業務従事証明書

### 添付資料

添付する資料のファイル容量の合計は9MB以下にしてください。

様式第13実務補習修了証書 任意

登録条件「二次試験合格・実務従事の実務補習」として登録申請を行う場合に、実務補習修了証書、診断助言業務実績証明書、窓口相談業務従事証明書のいずれか、15日分の添付が必要となります。複数提出書類がある場合は、様式ごとに1つのPDFファイルにまとめて添付してください。

添付する画像ファイルの縦横サイズは、6,000ピクセル以下にしてください。

ファイル名には「|」「/」「:」「\*」「?」「"」「<」「>」「|」、外字や絵文字などの特殊文字は使用できません。

ファイル容量：他の添付資料を含めて合計9MB以下

**ファイルを選択する**

実務要件実績証明書として添付する様式を選択し、選択した様式に該当する「ファイルを選択する」ボタンからファイルを添付してください。

マイナポータル仕様上、同一の添付書類枠には1つのファイルしか添付できません。同一の添付書類が複数のファイルにまたがる場合、申請者にて1つのファイルに統合の上申請するようお願いいたします。1つのファイルへの統合方法は必要に応じて以下をご参照ください。  
<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/merge-pdf.html>

- ⑩ 申請内容に誤りがないことを確認し、<次へ>を押下してください。

マイナポータル 国家資格

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) > 入力内容を確認してください

中小企業診断士の手続き

## 入力内容を確認してください

### 申請者情報

中小企業診断士登録条件該当項目 **必須**

中小企業診断士養成課程受講修了・中小企業診断士登録養成課程受講修了

申請年月日 **必須**

20260203

氏名(フリガナ) **必須**

シンダン ゴロウ

氏名(漢字) **必須**

診断 五郎

旧姓 任意

- ⑪ 表示された内容を確認の上、申請の同意をしてください。

中小企業診断士の手続き

## 申請の同意をしてください

以下の内容を確認して、同意のうえ取扱機関へ必要な手続きを申請してください。

### 個人情報の取り扱いに関する確認事項

枠内をスクロールして内容を確認してください。

取得した保有個人情報は法令に基づき、場合を除き利用目的以外の目的で第三者に提供することはありません。

3. 個人情報の取扱いの委託  
中小企業支援法による中小企業診断士資格は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを委託する場合があります。この場合、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定し、必要かつ適切な

すべての確認事項に同意する

次へ

- ⑫ 手順に従ってマイナンバーカードを読み取り、電子署名を付与してください。



⑬ 申請が完了しました。



## 4.2 申請状況の確認方法

ご提出いただいた手続きの申請状況はマイナポータルの「やること」画面から確認できます。





### 4.3 申請内容不備通知が届いた場合

ご提出いただいた手続き内容を審査した結果、不備が見受けられた場合「申請内容不備通知」が届きます。「申請内容不備通知」を受領した場合には不備内容を確認・修正の上、再度手続きをお願いします。**不備内容はマイナポータルの「やること」画面に記載されます。**（操作方法は「4.2 申請状況の確認方法」参照）





## 5 初期設定申請

### 5.1 初期設定申請の概要

過去に紙で中小企業診断士資格に関する手続きを実施したことがある場合、各種オンライン手続きを実施する前に**初期設定申請が必要**となります。

初期設定申請は、既存の資格情報とマイナンバーを紐づけるために必要な申請です。初期設定申請完了後、マイナポータル上で登録情報を確認したり、中小企業診断士のデジタル資格者証を表示したり、オンライン手続きをしたりすることが可能となります。

### 5.2 初期設定申請の実施タイミング

初期設定申請は任意のタイミングで実施いただけます。ただし、初期設定申請の集中を防ぐため、指定されたスケジュールに倣ってご対応いただくことを推奨しております。

- a) 有効期限月の2か月前に「初期設定申請」をお願いします。
- b) 在住の地域により以下のスケジュール以降に従って初期設定申請を実施してください。

北海道・東北	2026年6月第3週～
東京	2026年7月～
関東（東京以外）	2026年8月～
中部	2026年9月～
近畿	2026年10月～
中国・四国・九州・沖縄	2026年11月～

※ aかbの早い予定に合わせて手続きをお願いします

なお、**初期設定の完了までに、日数がかかる場合があります。**

また、有効期限内での手続きが必要となります。

2026年6月更新期限の方は、できる限り2026年5月中に既存の紙での申請いただけますようお願いいたします。

## 5.3 初期設定申請の方法

申請時に入力する電話番号・メールアドレスは、日中連絡がつくものをご記入ください。

- ① マイナポータルへログインし、トップページの<さがす>を選択します。



- ② <証明書>を選択します。



③ <国家資格の登録・各種申請>を選択します。



- ④ <資格を追加する>を選択し、追加可能な国家資格一覧から、<中小企業診断士>を選択します。



- ⑤ <手続きを始める>ボタンを選択します。



- ⑥ 「新規登録申請」の場合、**<資格管理団体へ登録している>**を選択し、**<次へ>**を押下します。

マイナポータル 国家資格

トップ > 国家資格 中小企業診断士 > あなたの登録状況を選択してください

中小企業診断士の手続き

あなたの登録状況を選択してください

中小企業診断士の登録状況 必須

資格管理団体へ登録している

資格管理団体へ登録していない

# マイナポータルでは、資格（又は免許）の登録や試験の実施を取り扱う機関を資格管理団体と表記しています。

次へ

戻る

中断する

- ⑦ 手続きに必要なものを確認し、<次へ>を押下し、マイナンバーカードを読み取ります。

マイナポータル 国家資格

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) >

△ 手続き内容は、事前に資格管理団体のホームページで確認してください。

## マイナンバーカードの読取に必要なもの

この手続きではマイナンバーカードの読取をします。必要なものを準備してください。

マイナンバーカード	券面事項入力補助用パスワード4桁	署名用電子証明書パスワード 6～16桁

[券面事項入力補助用パスワードを忘れた場合](#)

[署名用電子証明書パスワードを忘れた場合](#)

**次へ**

戻る

中断する

デジタル庁

[推奨環境](#)

[個人情報保護方針 \(プライバシーポリシー\)](#)

マイナポータル 国家資格

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) > あなたの情報をマイナンバーカードから読み取ってください

中小企業診断士の手続き

---

## あなたの情報をマイナンバーカードから読み取ってください

ICカードリーダーライタで、マイナンバーカードを読み取って、氏名・住所等を確認します。

### 読み取る情報

マイナンバー (個人番号)	---
氏名	---
性別	---
生年月日	---
住所	---

**読み取る**

戻る

[中断する](#)

- ⑧ 読み取った情報を確認し、誤りがないことを確認してください。

The screenshot shows the 'マイナポータル' (My Number Portal) website. The main heading is 'あなたの情報を確認してください' (Please confirm your information). Below this, there is a note: 'マイナンバーカードから読み取った、あなたの情報に誤りがないことを確認してください。' (Please confirm that the information read from your My Number Card is correct). A warning icon indicates: '取得した情報が古い場合は、住民票のある市区町村の窓口で更新手続きを行ってください。' (If the information obtained is old, please update it at the office of the city/town/village where you are registered as a resident). A red box highlights the '読み取った情報' (Information read) section, which contains the following details:

マイナンバー (個人番号)	●●●●●●●●●●●●●●
表示する	<a href="#">表示する</a>
氏名	診断 五郎
性別	男
生年月日	1979年08月21日
住所	東京都千代田区霞が関1-3-3

At the bottom of the red box, there is a blue button labeled '次へ' (Next) and a link labeled '中断する' (Cancel).

- ⑨ 案内に従って、申請情報を入力し、<次へ>を押下してください。

マイナポータル 国家資格

トップ > 国家資格 中小企業診断士 > 申請情報を入力してください

中小企業診断士の手続き

## 申請情報を入力してください

### 申請者情報

**登録番号 必須**

令和8年6月以前に登録番号を付与されている方は先頭に<0>を追加してください。(例：登録番号123456の場合、0123456と入力)

半角数字7桁  
例：0123456

登録番号が6桁の場合、先頭に「0」をつけていただくようお願いします。  
(例：登録番号 123456 の場合、0123456 と入力)

氏名(漢字) 任意  
診断 一太

次へ

戻る

保存して中断する

- ⑩ 申請内容に誤りがないことを確認し、<次へ>を押下してください。

マイナポータル 国家資格 

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) > 入力内容を確認してください

中小企業診断士の手続き

---

## 入力内容を確認してください

### 申請者情報

登録番号 **必須**  
1300001

氏名（漢字） **任意**  
診断 一太

**次へ**

修正する

[中断する](#)

- ⑪ 表示された内容を確認の上、申請の同意をしてください。

マイナポータル 国家資格

トップ > 国家資格 中小企業診断士 > 申請の同意をしてください

中小企業診断士の手続き

## 申請の同意をしてください

以下の内容を確認して、同意のうえ取扱機関へ必要な手続きを申請してください。

### 個人情報の取り扱いに関する確認事項

枠内をスクロールして内容を確認してください。

すべての確認事項に同意する

**次へ**

[中断する](#)

- ⑫ 手順に従ってマイナンバーカードを読み取り、電子署名を付与してください。



- ⑬ 申請が完了しました。  
初期設定申請の審査完了後、各種オンライン手続きが可能になります。



## 6 各種手続き

本章では、各種手続きの流れを記載します。

本省の対象となる手続きは以下のとおりです。

- ・ 登録事項の変更届出
- ・ 更新登録申請
- ・ 休止申請
- ・ 再開申請
- ・ 再登録申請
- ・ 削除申請 ※

※オンライン手続きの対象となる削除申請は、本人からの削除申請のみです。代理人による削除申請を行う場合は、中小企業庁経営支援課までお問い合わせください。詳細は「6.5 削除申請の方法」をご参照ください。

### 6.1 各種手続きの方法

各種操作はマイナポータルの操作説明ページ

<<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html>>を必要に応じてご参照ください。



申請時に入力する電話番号・メールアドレスは、日中連絡がつくものをご記入ください。

申請の各種要件や必要書類は中小企業庁 HP

<<https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>>を必要に応じてご参照ください。

- ① マイナポータルへログインし、トップページの<さがす>を選択します。



- ② <証明書>を選択します。



③ <国家資格の登録・各種申請>を選択します。



- ④ <中小企業診断士>を選択します。



- ⑤ オンライン手続きを行う手順種別を選択します。

なお、休止中の診断士におかれましては、必ず再開申請を行ったうえでその他各種手続きを行うようにしてください。

マイナポータル 国家資格

トップ > 国家資格 中小企業診断士

## 中小企業診断士

### 登録情報

資格名称  
中小企業診断士

氏名  
診断太郎

申請者生年月日  
19790817

---

### 資格（又は免許）の手続き

登録情報を変更する >	⇒登録事項の変更届出
登録情報を削除する >	⇒削除申請
資格者証を再発行する >	⇒更新登録申請、再登録申請
その他の申請をする >	⇒休止申請、再開申請
手続きを再開する >	⇒入力途中でオンライン手続きを中断した場合、こちらから再開できます。

各見出しと手続きの対応関係は以下のとおりです

⇒登録事項の変更届出

⇒削除申請

⇒更新登録申請、再登録申請

⇒休止申請、再開申請

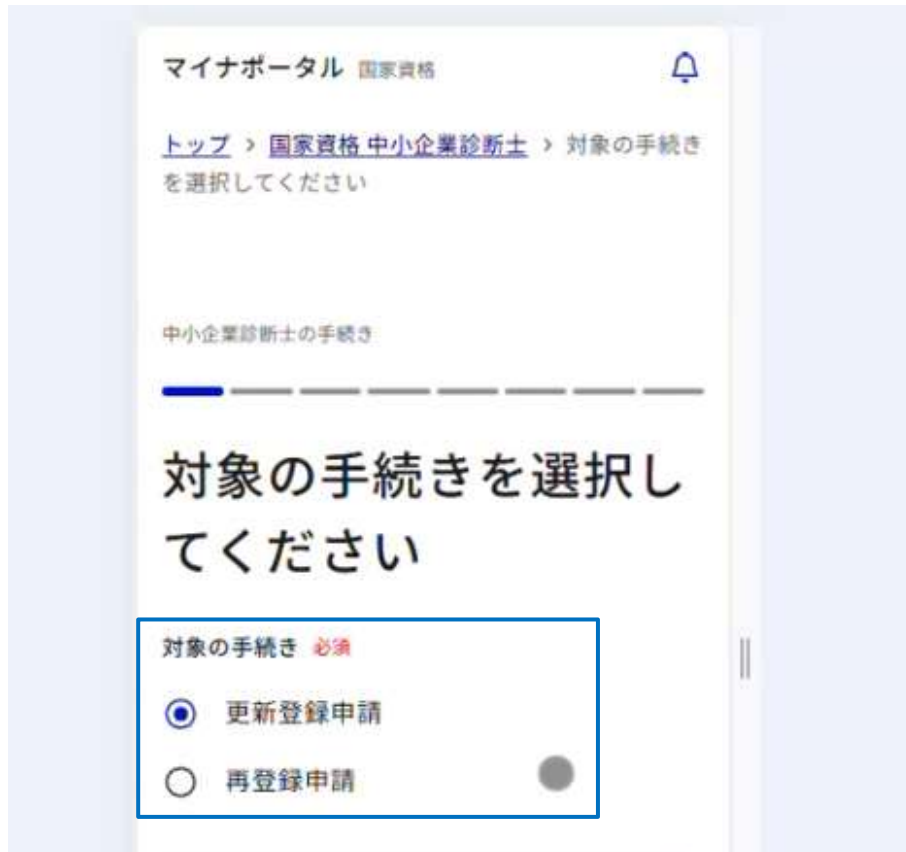
⇒入力途中でオンライン手続きを中断した場合、こちらから再開できます。

### 関連情報

利用できる手続きについて詳しく知る

**(例：「資格者証を再発行する」を選択した場合)**

「資格者証を再発行する」を選択した場合、「更新登録申請」と「再登録申請」が表示されます。ご自身が行う手続き種別を選択してください。



- ⑥ 手続きに必要なものを確認し、<次へ>を押下し、マイナンバーカードを読み取ります。



マイナポータル 国家資格

[トップ](#) > [国家資格 中小企業診断士](#) > あなたの情報をマイナンバーカードから読み取ってください

中小企業診断士の手続き

---

## あなたの情報をマイナンバーカードから読み取ってください

ICカードリーダーライタで、マイナンバーカードを読み取って、氏名・住所等を確認します。

### 読み取る情報

マイナンバー (個人番号)	---
氏名	---
性別	---
生年月日	---
住所	---

**読み取る**

戻る

[中断する](#)

- ⑦ 読み取った情報を確認し、誤りがないことを確認してください。

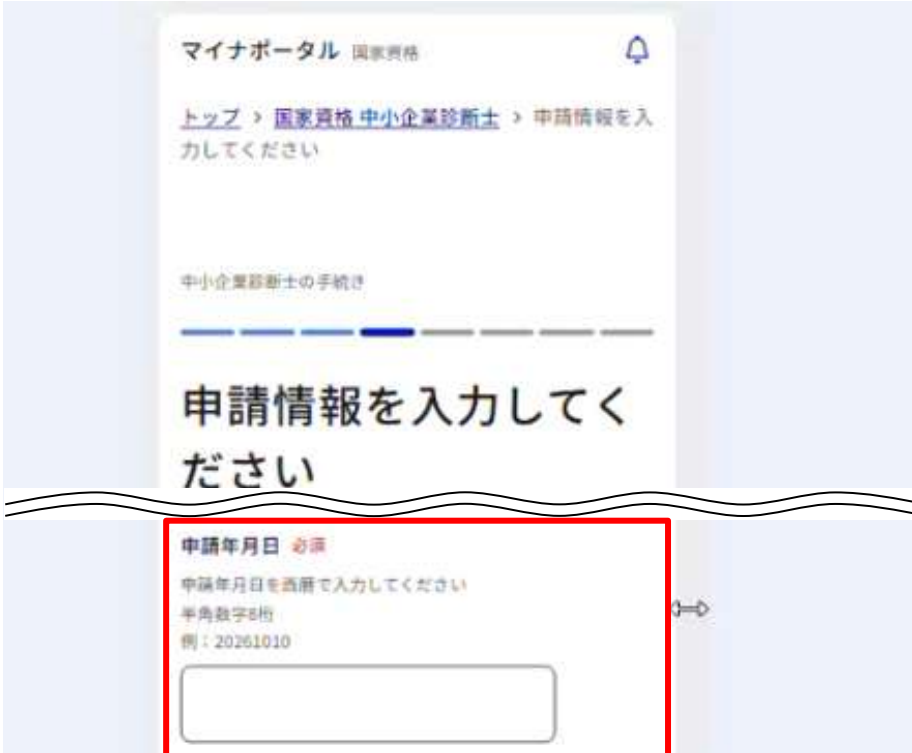


必ず誤りがないことを確認してください。

- ⑧ 案内に従って、申請情報を入力し、<次へ>を押下してください。  
※必ず、各種手続きの各種要件・必要書類を満たしていることを中小企業庁 HP  
< <https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html> >よりご確認の上、手続きしてください。

### 【オンライン手続きのポイント：全手続き共通\_申請年月日の留意点】

「申請年月日」等の日付は、申請日当日の日付を入力するようご注意ください。



申請年月日は申請日当日の日付を入力してください。  
入力を中断した場合、内容が一時保存されるため、  
**申請時に申請年月日が適切なことを再度確認の上申請してください。**

### 【オンライン手続きのポイント：全手続き共通\_利用可能な文字】

オンライン申請において利用可能な文字は、**JIS 第一水準、第二水準**  
**(JISX0208)** と**補助漢字 (JISX0212)** となりますのでご注意ください。

### 【オンライン手続き時のポイント：全手続き共通\_マイナンバー情報】

氏名（漢字）、旧姓、通称名、生年月日、性別はマイナンバーカードの情報が自動転記されます。

氏名(漢字) 必須	診断 五郎
旧姓 任意	未入力
通称名 任意	未入力
生年月日 必須	1979年08月21日
性別 必須	男

また、電話番号、申請者氏名（かな/カナ）、郵便番号はマイナポータルに登録されている申請者入力補助情報に登録されている情報が自動で転記されます。マイナポータルより申請者入力補助情報を設定しておくことで、入力の手間が削減できますので必要に応じてご活用ください。

参考：<<https://img.myna.go.jp/manual/03-11/0181.html>>

## 【オンライン手続き時のポイント：更新登録申請・再開申請・再登録申請\_書類を添付する場合の留意点】

更新登録申請、再開申請、再登録申請等のオンライン手続きにおいて、添付する書類の様式にチェックを入れたうえで、該当する添付書類欄の「ファイルを選択する」ボタンより、ファイルを添付してください。その際、同一の添付書類が複数のファイルにまたがる場合、申請者にて1つのファイルに統合の上申請するようお願いいたします

**添付書類の確認**

中小企業診断士第2次試験合格証書 任意  
合格証書として、添付するファイルを選択してください

中小企業診断士第2次試験合格証書

**実務要件実績証明書 任意**  
実務要件実績証明書として、添付するファイルを選択してください

様式第13実務補習修了証書

様式第18診断助言業務実績証明書

様式第19診断助言業務実績証明書

様式第20窓口相談業務従事証明書

**添付資料**

添付する資料のアップロード先を選択してください

**様式第19診断助言業務実績証明書 任意**

登録条件「二次試験合格・実務従事or実務補習」として登録申請を行う場合に、実務補習修了証書、診断助言業務実績証明書、窓口相談業務従事証明書のいずれか、15日分の添付が必要となります。複数提出書類がある場合は、様式ごとに1つのPDFファイルにまとめて添付してください。

添付する画像ファイルの縦横サイズは、6,000ピクセル以下にしてください。

ファイル名には「\」 「/」 「:」 「\*」 「?」 「^」 「<」 「>」 「|」、外字や絵文字などの特殊文字は使用できません。

ファイル容量：他の添付資料を含めて合計9MB以下

実務要件実績証明書として添付する様式を選択し、選択した様式に該当する「ファイルを選択する」ボタンからファイルを添付してください。

**ファイルを選択する**

マイナポータルの仕様上、同一の添付書類枠には1つのファイルしか添付できません。同一の添付書類が複数のファイルにまたがる場合、申請者にて1つのファイルに統合の上申請するようお願いいたします。

## 【オンライン手続き時のポイント：更新登録申請・再開申請・再登録申請\_専門知識補充要件を記入する場合の留意点】

更新登録申請、再開申請、再登録申請等のオンライン手続きにおいて、「専門知識補充要件（通常の更新）」を入力する場合、5つの枠に対して日付の若い順に、それぞれ年・月・日の順で8桁の数字（YYYYMMDD）形式で入力してください。（例：2026年4月1日の場合、20260401）。

### 専門知識補充要件

**修了年月日1 任意**

通常の更新の場合の入力欄です。専門知識補充要件の修了日を、1～5まで日付の早い順に西暦ですべて入力してください。1には必ず、中小企業診断士資格証に表示されている「有効期間（開始）」以降の日付を入力してください。業務再開後初の更新の場合は、下部「実務従事要件（業務再開後初めての更新）」に同様に入力してください

半角数字8桁  
例：20260901

**修了年月日2 任意**

専門知識補充要件の修了日を、日付の早い順に西暦で入力してください。業務再開後初の更新の場合は、下部「実務従事要件（業務再開後初めての更新）」に同様に入力してください

半角数字8桁  
例：20260902

日付の若い順に、それぞれ年・月・日の順で8桁の数字（YYYYMMDD）形式で入力してください。

## 【オンライン手続き時のポイント：登録事項の変更届出\_旧姓・通称の併記希望の有無①併記を希望する場合】

旧姓併記・通称併記を「希望する」場合は、それぞれ旧姓・通称がマイナンバーカードに登録されていることが前提となります。旧姓・通称がマイナンバーカードに登録されていない場合、オンライン手続きが提出できませんのでご注意ください。マイナンバーカードに旧姓・通称が登録されていない場合、所定の自治体で旧姓・通称の登録の手続きが必要となります。

**旧姓併記希望の有無** 任意

デジタル資格者証への旧姓の併記希望を入力してください。なお、「希望する」を選択する場合は、必ず事前にマイナンバーカードに旧姓を併記するようお住いの市区町村で手続きの上、本届出を提出してください。お住いの市区町村で手続きが未実施の場合、本届出はエラーとなり提出できません。

希望しない

希望する

**旧姓（変更前）** 任意

旧姓に変更がある場合は変更前の旧姓を入力してください（不明であれば空欄でも問題ありません）。なお、旧姓に変更がない場合も、そのまま提出してください

**旧姓（変更後）** ※マイナンバーカードの最新情報を自動で表示します。変更がない場合もそのまま提出してください。

診断

「希望する」を選択する場合、旧姓（変更後）にマイナンバーカードより旧姓が正しく表示されていることを確認してください。

## 【オンライン手続き時のポイント：登録事項の変更届出\_旧姓・通称の併記希望の有無②併記を希望しない場合】

旧姓併記・通称併記を「希望しない」場合は、それぞれ旧姓・通称がマイナンバーカードに登録されていないことが前提となります。旧姓・通称がマイナンバーカードに登録されている場合、オンライン手続き提出後、即時に申請不備が返却されますのでご注意ください。マイナンバーカードに旧姓・通称が登録されている場合、所定の自治体で旧姓・通称の削除の手続きが必要となります。

旧姓併記希望の有無 任意

デジタル資格者証への旧姓の併記希望を入力してください。なお、「希望する」を選択する場合は、必ず事前にマイナンバーカードに旧姓を併記するようお住いの市区町村で手続きの上、本届出を提出してください。お住いの市区町村で手続きが未実施の場合、本届出はエラーとなり提出できません。

希望しない

希望する

旧姓（変更前） 任意

旧姓に変更がある場合は変更前の旧姓を入力してください（不明であれば空欄でも問題ありません）。なお、旧姓に変更がない場合も、そのまま提出してください

旧姓（変更後） ※マイナンバーカードの最新情報を自動で表示します。変更がない場合もそのまま提出してください。

未入力

「希望しない」を選択する場合、旧姓（変更後）が「未入力」となっていることを確認してください。

## 【オンライン手続き時のポイント：登録事項の変更届出\_メールアドレス・電話番号の変更】

メールアドレス、電話番号の変更は「登録事項の変更届出」から変更が実施可能となります。当該項目のみであれば省令上の変更には該当しませんが、形式上、本オンライン手続きを利用していただくものとなります。

- ⑨ 申請内容に誤りがないことを確認し、<次へ>を押下してください。

マイナポータル 国家資格

トップ > 国家資格 中小企業診断士 > 入力内容を確認してください

中小企業診断士の手続き

## 入力内容を確認してください

### 申請者情報

中小企業診断士登録条件該当項目 **必須**

中小企業診断士養成課程受講修了・中小企業診断士登録養成課程受講修了

申請年月日 **必須**

20260203

氏名(フリガナ) **必須**

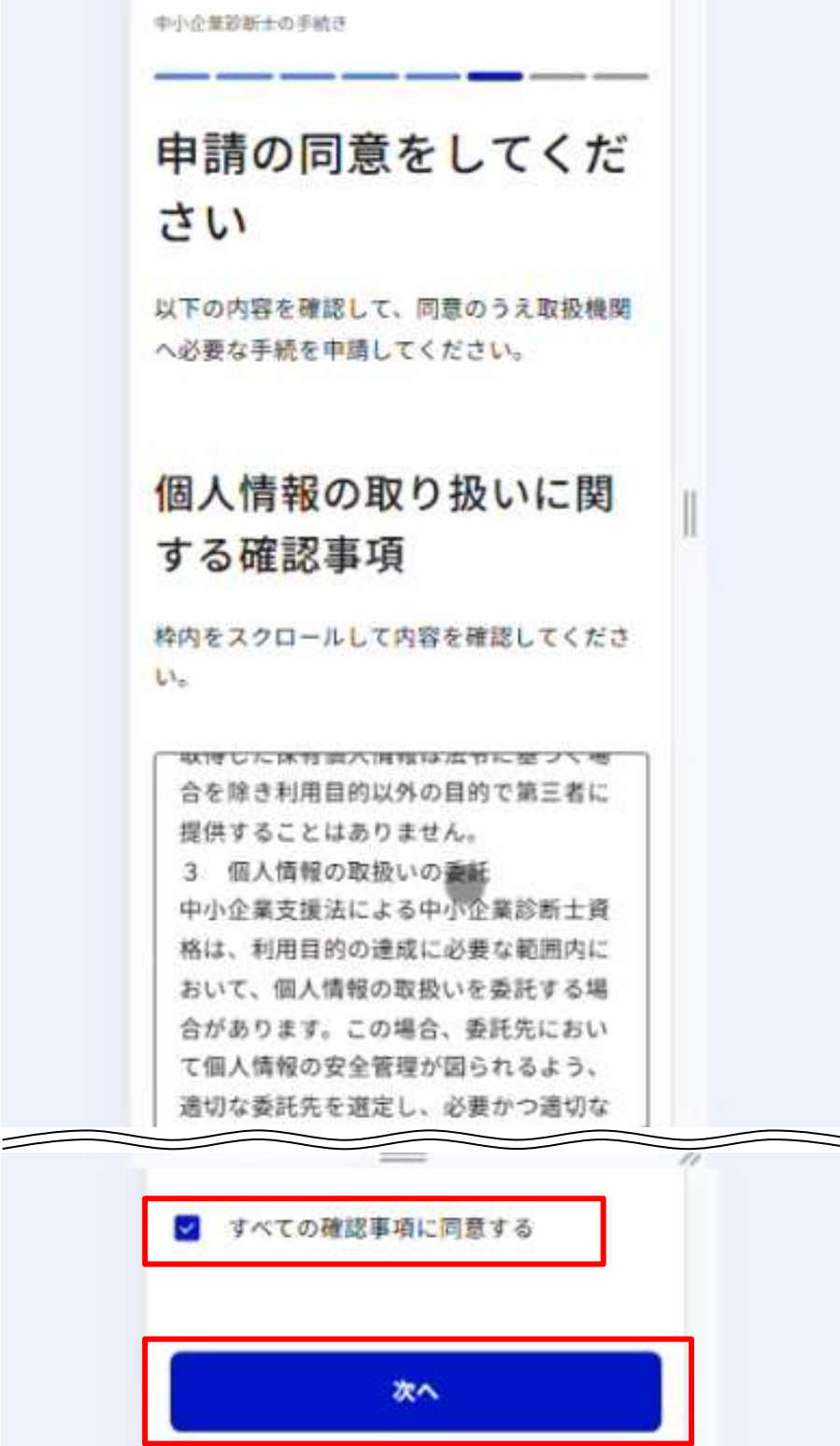
シンダン ゴロウ

氏名(漢字) **必須**

診断 五郎

旧姓 任意

- ⑩ 表示された内容を確認の上、申請の同意をしてください。



中小企業診断士の手続き

## 申請の同意をしてください

以下の内容を確認して、同意のうえ取扱機関へ必要な手続きを申請してください。

### 個人情報の取り扱いに関する確認事項

枠内をスクロールして内容を確認してください。

取得した保有個人情報は法令に基づき、場合を除き利用目的以外の目的で第三者に提供することはありません。

3. 個人情報の取扱いの委託

中小企業支援法による中小企業診断士資格は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを委託する場合があります。この場合、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定し、必要かつ適切な

すべての確認事項に同意する

次へ

- ⑪ 手順に従ってマイナンバーカードを読み取り、電子署名を付与してください。



⑫ 申請が完了しました。



## 6.2 申請状況の確認方法

ご提出いただいた手続きの申請状況はマイナポータルの「やること」画面から確認できます。





### 6.3 申請内容不備通知が届いた場合

ご提出いただいた手続き内容を審査した結果、不備が見受けられた場合「申請内容不備通知」が届きます。「申請内容不備通知」を受領した場合には不備内容を確認・修正の上、再度手続きをお願いします。**不備内容はマイナポータル「やること」画面に記載されます。**（操作方法は「4.2 申請状況の確認方法」参照）

## 6.4 休止中の注意点

**休止中の診断士におかれましては、必ず再開申請を行ったうえでその他各種手続きを行うようにしてください。**

また、業務再開後の残有効期間については、保有資格照会画面の「その他の情報」の「残有効期間（再開申請後に参照）」に表記されております。保有資格照会画面の確認方法は「7.17.1 登録事項・登録証の確認方法」をご参照ください。

**登録情報**

資格名称  
中小企業診断士

氏名  
診断 太郎

**その他の情報**

法文言  
上記の者について、中小企業支援法第11条第1項の登録をしたことを証明します。

有効期間 (開始)  
20260407

有効期間 (終了)  
20310407

業務再開申請可能期限  
20410408

残有効期間 (再開申請後に参照)  
4年11か月

備考  
氏若しくは名、住所、勤務地に変更があったときは、経済産業大臣に登録の変更を申請すること。(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第13条第1項)

なお、休止中の場合、マイナポータルにて以下のように表示されます。以下表示は正常ですので、特段問い合わせは不要です。

(参考：「休止中」の場合の保有資格照会画面の表示)



## 6.5 消除申請の方法

消除申請について、中小企業診断士本人が申請を行う場合はオンライン手続きの対象です。

代理人による消除申請の場合、オンライン手続きの対象外のため、中小企業庁経営支援課までお問い合わせください。

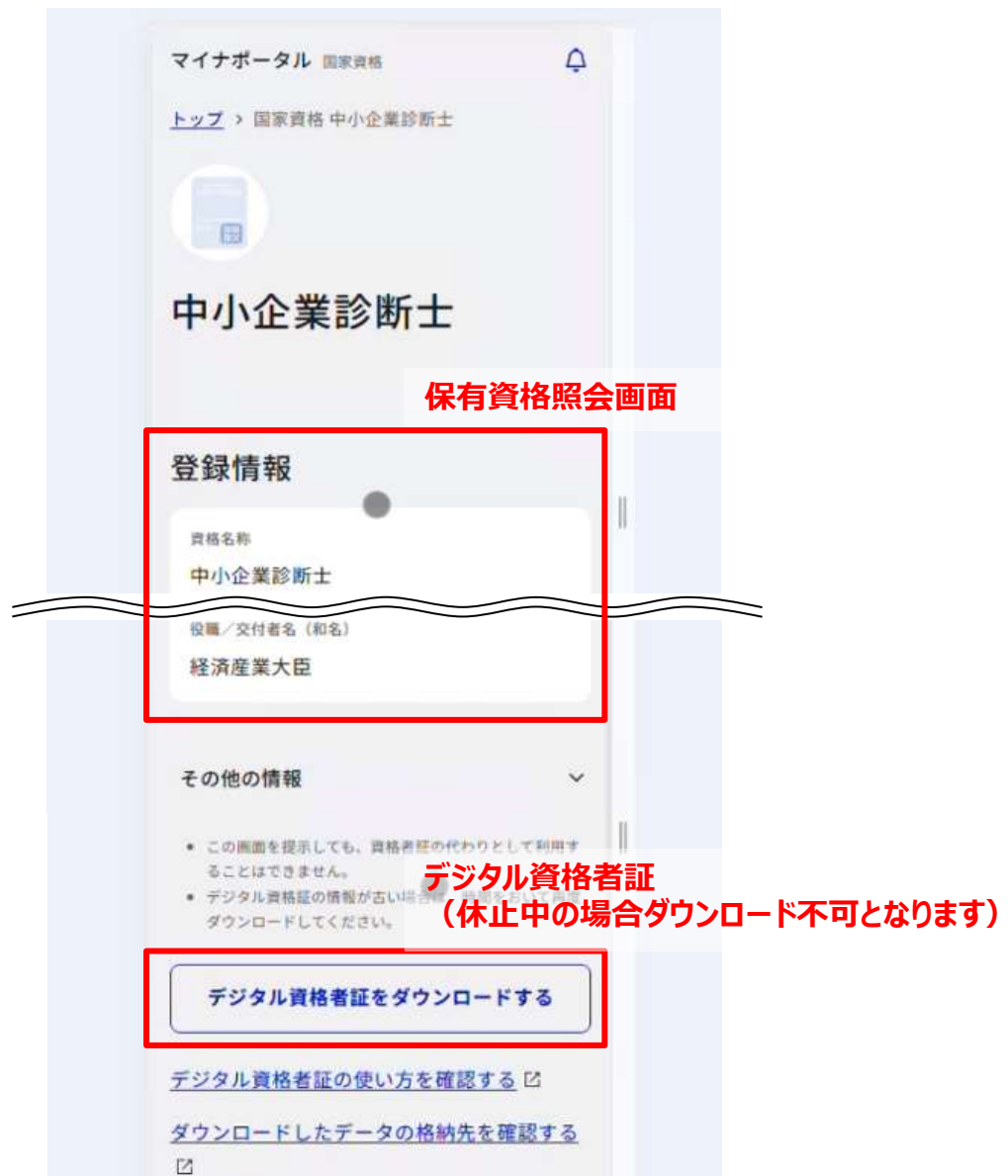
## 7 登録事項・登録証の確認方法

### 7.1 登録事項・登録証の確認方法

登録事項は、保有資格照会画面、デジタル資格者証の2つの方法で確認できます。

保有資格照会画面は、「6.1 各種手続きの方法」の④の操作にて、<中小企業診断士>を選択すると、「登録情報」として一覧で表示されます。

デジタル資格者証は、その下の「デジタル資格者証をダウンロードする」よりダウンロードできます。なお、**休止中の中小企業診断士におかれましては、保有資格照会画面のみ参照可能となり、デジタル資格者証のダウンロードが不可能となります。**デジタル資格者証をダウンロードする場合、再開申請を行った後にご対応をお願いいたします。



各種オンライン手続きの結果、デジタル資格者証が発行・更新された場合、マイナポータル宛に通知が発出されます。デジタル資格者証の発行・更新は申請月の翌々月上旬までを目安に実施されます。申請からデジタル資格者証発行・更新までお時間を要する場合がありますこと、ご理解ください。

通知はメール通知も可能ですが、マイナポータルより設定が必要となります。詳細は以下のリンク及び「2.3 通知設定」をご参照下さい。

参考：<<https://img.myna.go.jp/manual/03-13/0185.html>>

オンライン手続き開始前に利用されていたカード型の登録証は、オンライン手続き実施後、デジタル資格者証に移行します。なお、オンライン手続き開始前に利用されていたカード型の登録証は、記載された有効期限まで有効です。それ以降は、デジタル資格者証に一本化されます。

また、オンライン手続きの開始に伴い、オンライン手続き開始前の休止申請時に紙面により通知していた「**業務再開の申請可能証書**」が**廃止**されます。代わりに、マイナポータルの保有資格照会画面より、再開申請可能期限、再開後残有効期間等の情報をご確認いただけます。

それぞれで確認できる登録事項は以下のとおりです。

**表 1 確認できる登録事項**

掲載項目	デジタル資格者証	保有資格照会画面
資格名称	○ (1 ページ目)	○
氏名	○ (1 ページ目)	○
通称名	○ (1 ページ目)	—
生年月日	○ (1 ページ目)	○
交付機関	○ (1 ページ目)	○
登録番号	○ (1 ページ目)	○
登録年月日※1	○ (1 ページ目)	○
発行年月日※2	○ (1 ページ目)	—
訂正・変更年月日/再発行年月日	○ (1 ページ目)	—
旧姓	○ (2 ページ目)	○
有効期間 (開始)	○ (2 ページ目)	○
有効期間 (終了)	○ (2 ページ目)	○
業務再開申請可能期限	○ (2 ページ目)	○
残有効期間	○ (2 ページ目)	○
備考	○ (2 ページ目)	○

※1：旧登録証（カード型）裏面の初回登録日と同様になります。

※2:オンライン手続き開始（2026/6/1）前に中小企業診断士資格に関する手続を実施したことがある中小企業診断士の場合、「発行年月日」には一律で 2026/6/1 が設定されます。これはあくまでデジタル資格者証の発行日であり、中小企業診断士資格の有効期限等には**影響はございません**。

## 8 よくあるご質問

#	質問内容	回答
1.	誤って申請をしてしまいました。申請を取り消すことはできますか。	マイナポータル上から申請を取消することは出来かねます。誤って申請をしてしまった場合は、中小企業庁経営支援課までご連絡をお願いいたします。
2.	海外に転居することになりました。必要な手続きはありますか。	マイナポータルの仕様上、海外からの手続きはできません。事前に各種申請や初期設定を完了させた状態で転居していただくようお願いいたします。 詳細は「3.1 海外からのオンライン手続き」をご参照ください。
3.	申請を中断したいのですが、途中まで入力した申請内容を一時保存することはできますか。	可能です。「保存して中断するボタン」より、申請データをダウンロードしてください。手続きを再開する際には、「手続きを再開する」ボタンより申請データをアップロードしてください。
4.	再開申請・更新申請など複数のオンライン手続きを同時に実施することはできますか。	一部手続きを除き、可能です。 同時申請が可能な例 1) 必要な申請とともに、氏名・住所等の変更が生じた場合の登録事項の変更届出 同時申請が可能な例 2) 休止中における残有効期間を踏まえ、再開申請と更新申請
5.	オンライン手続きの締め切りはありますか。	各種オンライン手続きの申請日時が締め切り内となるように申請してください。申請日時が締め切りを超えてしまうと、再登録申請などの追加の手続きが必要となる他、登録が削除となる恐れもあります。不備などの対応を満了日までに行っていたり必要もあることから余裕をもって申請してください。
6.	オンライン手続き後、デジタル資	デジタル資格者証の発行・更新は申請

#	質問内容	回答
	格者証発行までどれくらいかかりますか。	月の翌々月上旬までを目安に実施されます。申請からデジタル資格者証発行・更新までお時間を要する場合がありますこと、ご理解ください。
7.	デジタル資格者証の発行に伴い、オンライン手続き開始前に利用していたカード型の登録証を返却する必要はありますか。	特段登録証の返却は求めています。記載された有効期限までカード型の登録証も有効となりますため、有効期限後にご自身で処分してください。
8.	オンライン手続き後、審査状況などは確認できますか。	確認できます。詳細は「6.2 申請状況の確認方法」をご参照ください。 また、2か月以上たっても状況が更新されない場合、お手数ですが中小企業庁経営支援課までお問い合わせください。
9.	オンライン手続き導入に伴い、有効期限が近い場合などのお知らせを発出してもらうことは可能ですか。	大変申し訳ございません。マイナポータル仕様上、更新申請タイミングの通知などは対応できません。
10.	変更届出において、申請不備が返却されました。何を修正すればよいでしょうか。	旧姓・通称の併記希望が正しく入力されていない可能性があります。まずは、「6.1 各種手続きの方法」の【オンライン手続き時のポイント：登録事項の変更届出_旧姓・通称の併記希望の有無】をご確認ください。 旧姓・通称の併記希望が正しく入力できている場合、お手数ですが中小企業庁経営支援課までお問い合わせください。
11.	オンライン手続きで利用可能な文字を教えてください。	オンライン手続きにおいて利用可能な文字は、 <b>JIS 第一水準、第二水準（JISX0208）と補助漢字（JISX0212）</b> となりますのでご注意ください。

## 9 参考リンク集

### <中小企業庁 中小企業診断士関連情報>

中小企業診断士に関するよくあるお問合せや、各種様式、申請・届出の手引きを掲示しています。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Small Business Administration's 'Information related to Small Business Auditor' page. The page features a blue header with the Small Business Administration logo and navigation tabs for 'About Small Business Administration', 'Council/Research Institute', 'White Paper/Statistics', 'Policy', and 'Application/Inquiry'. The main content area is titled 'Information related to Small Business Auditor' and includes a section for 'Frequently asked questions, Q&A, application/submitting instructions, etc.'. A note indicates that the 'Frequently asked questions' page was updated on April 1, 2025, and the 'Q&A' pages were updated on October 1, 2024.

### <中小企業庁 中小企業診断士におけるオンライン手続の案内 HP>

中小企業診断士におけるオンライン手続きの方法や留意点などを掲示しています。

URL : [https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshi\\_online.html](https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshi_online.html)

The screenshot shows the homepage of the Small Business Administration's 'Start of online procedures for registration and management of Small Business Auditor (June 2026)' page. The page features a blue header with the Small Business Administration logo and navigation tabs for 'About Small Business Administration', 'Council/Research Institute', 'White Paper/Statistics', 'Policy', and 'Application/Inquiry'. The main content area is titled 'Start of online procedures for registration and management of Small Business Auditor (June 2026)' and includes a section for 'Start of online procedures for registration and management of Small Business Auditor (June 2026)'. A note indicates that the page was last updated on February 2, 2026.

### <中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則>

「中小企業診断士の登録及び試験に関する規則」をご確認いただけます。

URL : <https://laws.e-gov.go.jp/law/412M50000400192>

The screenshot displays the e-GOV website interface for the regulation titled "Regulations on the Registration and Examination of Small Business Diagnosticians" (Regulation No. 192 of the Order of the Minister of Economy, Trade and Industry, 2020). The page is in Japanese and includes a search bar, a navigation menu on the left, and the main text of the regulation. The regulation is currently in effect (令和8年4月1日施行) and was last revised in 2026. The main text states that the regulation is established to implement the Small Business Diagnostician Act (Act No. 43 of 2020) and the Small Business Support Act (Act No. 47 of 2018).

e-GOV 法令検索 ヘルプ

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則 (平成十二年通商産業省令第百九十二号) 法令詳細

令和8年4月1日 施行 ★ 現在施行

(令和七年経済産業省令第五十八号) 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令(令和七年経済産業省令第五十一号)

Law RevisionID:412M50000400192\_20260401\_507/Me00000400051

条文 条文比較 引用元

平成十二年通商産業省令第百九十二号

**中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則**

中小企業指導法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十三号)の一部の施行に伴い、並びに中小企業支援法(昭和二十八年法律第四十七号)第十一条第一項各号及び第二項並びに第十二条第二項及び第九項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業診断士の登録及び試験に関する規則を次のように制定する。

目次

第一章 中小企業診断士の登録等

印刷 ダウンロード

## 10 問合せ先

中小企業庁経営支援部経営支援課（中小企業診断士班）

電話：03-3501-5801(診断士お問合せ専用ダイヤル)

メール：bzl-sme-shindan●meti.go.jp

●をアットマークに置き換えてください。

受付時間 平日 9:30～12:00、13:00～17:00